

## 農薬使用基準（経過措置関係）

（問）経過措置における「一定期間」とはどの程度か。

（答）

食の安全性を確保する観点からは、経過措置を長期間継続することは国民の理解を得られないものと考えており、経過措置の承認は、平成15年末日までとする考えです。

なお、今通常国会において食品衛生法の一部改正が行われ、今後約3年以内に残留農薬基準のポジティブリスト制度が導入されることとなりました。この制度の導入により、必要な農薬、農作物について食品規格基準値がきちんと設定され、それ以外には低い基準が設定されます。一方、経過措置のものは登録に必要な残留農薬試験を行っていないことからその残留量は不明であり、基準値を超えるおそれがないとは限りません。このことから、経過措置の期間は、概ね2年程度と考えています。

さらに、食品安全基本法でも、農家を含む食品関連事業者の責務として、安全な食品を提供する責務が規定されており、登録促進のための残留データ作成のために全面的な協力を頂きたいと思えます。

（問）別表二に掲げられる農作物類のいずれにも属さない作物は経過措置が認められないのか？

（答）

貴見のとおりです。

（問）県からの申請は、どこかの県が申請していれば、全国的に使用できるのか。申請している県のみ使用できるのか。

（答）

申請した者のみが使用可能となります。

（問）経過措置の条件に「（登録保留基準があること）」とあるが、登録保留基準（残留基準もない）のないクロルピクリンは対象とはならないのか？

（答）

基準がなく、登録時の残留試験で「不検出」をもって登録しているクロルピクリン

のようなものについては、類似の作物の適用がある場合（別表二に掲げられる作物群）に限り使用を認めることとしています。

（問）国への要望は、市町村 県でなく、全農 県ではどうか。

（答）

国への要望は、各都道府県が行うこととしており、各都道府県が市町村や全農からの希望をうけて申請することは可能です。各都道府県の裁量の範囲であると考えます。

（問）経過措置の承認は、都道府県別でなく、全国1本で行えないのか。

（答）

経過措置は、各都道府県で使用希望者に対する適正使用等の指導を行い、かつ、正式登録に必要な試験実施を主体的に行う観点から、各都道府県別に行う必要があると考えます。

（問）経過措置の承認を受けた場合、要望を出した（生産者）だけが農薬を使用出来るようになるのか、また、承認申請を取りまとめた、都道府県の範囲内に住んでいる者も使用することは可能か。

（答）

生産局長通知（平成15年3月7日付け14生産第9640号）において、都道府県知事は、国への要望に先立って使用者からの要望を取りまとめることとしており、承認された場合、実際に使用する者に対して、適正使用や記帳を指導し、必要に応じて残留農薬調査を行って安全性の確認ができる体制とすることを求めています。

したがって、使用者を把握できる必要があります。

（問）承認された事項についての周知方法はどのようになるのか。

（答）

農水省は都道府県に対して承認した農薬と作物の組み合わせを通知し、都道府県では、これを受け、使用の意向を表明した者に当該農薬の使用方法与併せて通知することとなります。なお、都道府県別の農薬と作物の承認例は、農林水産省ホームページにおいて公表しているところです。

(問) 申請した農作物、農薬について、残留分析を行う必要があるということだが、義務になるのか。また、その分析は、出荷者自ら行うのか。

(答)

経過措置においては、安全性を確保する措置として、残留農薬分析は必要に応じて実施するものと考えます。

分析費用については、残留確認は基本的に自らの農産物の安全性を確保する観点で使用負担で行われるべきものと考え、国としては、分析機器の整備に対する助成を行っています。都道府県や市町村、農協等で共同で実施または助成することも可能と考えます。

(問) 農薬の残留度合いの確認は、どこが確認するのでしょうか。県が申請したものは総て県が分析して確認する必要があるのでしょうか。

あるいは申請したもの(農協、市町村等)が、民間委託等して検査することも可能なのでしょうか。

また、「必要に応じサンプル調査」とあるが、その度合いはどの程度のものか。

(答)

残留確認は、基本的に使用者の責任で費用も負担すべきと考えており、農協等で共同で実施することも考えられます。なお、サンプル調査は、原則として出荷単位が妥当であると考えますが、必要に応じて調整は可能と考えます。

(問) 安全を確保する措置に「その農薬を使用できなければ農業生産に著しく支障を来す場合」とあるが、どのような場合を想定しているのか。また、基準があるのか。

(答)

他に使用可能な登録農薬がない場合や、作物や発生する病害虫の特性から、特定の剤を使用しなければ生産が困難な場合等を想定しています。

(問) 経過措置の分類で、マンゴーは、「果実」の「その他の果実」で、ニガウリは、「果菜類」の「その他の果菜類」で含まれると理解していいのか。

(答)

マンゴーは、登録保留基準の分類で第2大粒果実類に属します。また、ニガウリは、

貴見のとおり「その他の果菜類」に属します。

(問)マイナーの経過措置申請の”別表”は何に基づいた表か？

(答)

原則として登録保留基準の作物分類に拠っていますが、メロン等一部の作物についてはその形態も考慮しています。

(問)農家にとっては、法の改正内容と併せて、使用できる農薬の情報が最も重要であるが、法施行し使用基準、特定農薬の決定がほぼ同時期に予定されているため、これらの情報を短期間に伝達し、管理体制まで整えることは困難。法施行後も一定期間の経過措置が必要。

(答)

大幅な改正にもかかわらず、法公布後3ヶ月以内に施行することとされたのは、そもそも今回の改正のきっかけとなったのが、無登録農薬問題により日本の農産物に対する信頼の低下を招いたことにあり、こうした事態の再発防止が緊急の課題となったためです。

農薬対策室でもあらゆる手段を通じて情報の周知に努めているところですが、各都道府県においても都道府県民への周知にご協力いただきたいと思っております。

(問)経過措置において、非食用作物をどう考えているのか。

(答)

非食用作物への農薬使用は、農薬使用基準の遵守義務の対象としておらず、経過措置の対象とはしていません。

(問)マイナー作物以外の主要作物においても栽培上支障をきたすものも経過措置的な対応があるのか。

(答)

経過措置の対象は、マイナー作物であるか否かのを区別はなく、栽培上著しい支障を生ずる恐れがある場合には、マイナー作物以外も経過措置の対象としています。

(問) 現地農家ほ場における新規薬剤試験はやりやすくなる。試験後の農作物の全量買い上げや処分といった費用が新たに必要となってくる。何か良い対策はないか。

(答)

改正法では、試験研究のための農薬の使用は規制の対象から除外されており、登録前の新規薬剤の試験実施に支障はないものと考えます。

なお、農作物の処分が必要な場合には、自己の責任において行うべきものと考えます。

(問) 法律、政省令施行後に申請を受け付けることとなっているが、申請中に使用した場合、法律違反に問われるのか。

(答)

農林水産大臣の確認を受けた段階で初めて使用が可能となります。

(問) 経過措置の承認申請を行っても、最終的に農薬会社が多大の経費がかかるということで登録申請をしない場合はどうなるのか。

(答)

登録の拡大については、最終的には農薬メーカーの意向に依るところとなりますが、農林水産省では、経過措置で承認が行われたもの等について、円滑な登録拡大を進める観点から、農薬工業会を含め関係者からなる協議会を設置し、検討を進めています。ただし、このような登録拡大は、メーカーにとっては大きな経済的な負担となることも想定され、登録を要望する者の側において自らデータを作成することも必要であることをご了解頂きたいと思っております。

## 農薬使用基準関係（経過措置関連以外）

（問）法第11条では、容器等に表示のある農薬の使用は禁止していない。仮に容器等に変更前の使用基準に該当する記載のある農薬（登録失効農薬を含む）を過去に購入していた場合に、当該記載どおりの使用をした場合は、法第12条第3項に違反するののか。

（答）

農薬使用者が購入した農薬が、購入した後登録が変更になった場合であっても、使用者が表示に従って使用している場合には、農薬取締法の違反を問うことは難しいと考えます。

しかし、安全性上の問題から登録内容や表示が変更される場合もあることから、そのような場合は、登録の変更についてメーカーから販売店等に周知するほか、国からもその情報を行政ルートやHP等で広報するように努めることとしており、関係者も随時そのような情報の確認をお願いしたいと考えます。

（問）罰則適用について

第12条で農薬を使用する者が遵守すべき規準「農薬使用基準に関する検討結果の中で罰則を科す基準」で、花卉や植木などの非食用作物に使用する場合は罰則がないと読めるが、そのとおりか？。

（答）

貴見のとおりです。ただし、当然のことながら罰則がないから自由に使って良いというのではなく、基本的にラベルに記載された記載事項を遵守して使用するよう指導を行っていくことは従来と何ら変わりはありません。

（問）登録上の倍率より薄くして使用した場合、違反となるののか

（答）

違反にはなりません。

（問）作物登録があるが、対象病害虫以外に使用した場合、法律違反になるのか？

例：ねぎ・べと病に登録のあるジマンガイセン水和剤をねぎ・黄斑病対象に使用した場合

(答)

罰則規定には抵触しませんが適用外使用にあたり、効果等の保証はありません。

(問) 天敵保護の面から、少量・低濃度散布も必要となるケースがある。そうした中で使用基準どおりの散布以外は、「低濃度であっても罰則対象」とするのは暴論としか言いようがないが、この点をどう判断するのか？

(答)

使用基準では表示された最高使用濃度を遵守することとしており、低濃度で使用されることは使用者の自由であり、罰則の対象にはなりません。

(問) 販売者の届出様式は、県の裁量でどこまで変更可能か。

- ・新規、変更、廃止の様式を1様式としても良いか
- ・正、副の2部の届出を義務を1部に変更可能か
- ・複数の販売所を1通の届出様式で届出できるか

(答)

販売者の届出様式については、農薬取締法施行規則で定めていますが、提出の部数やプラスアルファの情報を求めることについては各都道府県の裁量で変更は可能です。

(問) 使用計画書の提出先は？

(答)

第3条(くん蒸)及び第5条(ゴルフ場)に係る使用計画書の提出は、当該施設が存在する地方農政事務所に行ってください。

本社等で一括して提出する場合は、提出者が存在する地方農政事務所へ提出することとなるが、使用計画の内容は、農薬の使用先毎に取りまとめてください。

第4条(航空機)に係る使用計画書の提出は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に行ってください。

(問) 使用計画書の記載について

(答)

農薬使用者が同一でくん蒸する場所が複数存在する場合は、各くん蒸場所の所在地等が区別できるように取りまとめる必要があります。

複数のゴルフ場について一括して計画書を提出する場合（同一会社または、複数のゴルフ場から受託する場合は、個別ゴルフ場毎に住所、使用農薬等が判るように記載して下さい。

（問）DDVP剤を用いた場合、使用計画書の提出は必要か

（答）

DDVP剤の場合、その使用方法（つり下げ）及び使用実態（2～3ヶ月間徐々に蒸散する）から省令第3条の「くん蒸」に該当しないと考えられ使用計画書の提出は必要としません。

（問）農薬使用基準で、あらかじめ農林水産大臣の確認を受けることが記載されているが、「あらかじめ」とはいつのことを指すのか。

（答）

当該年度で最初に使用する日までに確認を受けることが必要です。

（問）防除業者が密閉した農業用ハウス内で土壌消毒などのくん蒸消毒をする場合、国の承認をあらかじめ受ける必要があるのか。

（答）

「自ら栽培する農作物等に農薬をくん蒸に使用する者」以外の者は、全て使用計画書を提出して頂くこととしており、ご質問のケースについても計画書の提出が必要です。

（問）ゴルフ場の農薬使用者に対する届出義務について、適用されるゴルフ場の規模、様式（ハーフコース、パターゴルフ、ミニゴルフ、ゴルフ練習場etc）等の基準はあるか。

（答）

18ホール以上のゴルフ場については、各ホールの平均距離が100ヤード以上、9ホール以下のゴルフ場については、同じく150ヤード以上の場合を「ゴルフ場」と定義しています。

（問）県が受理していた防除業届は、廃止することとしているが、3月10日以降廃



止するというだけでよいか。

なお、防除業届に替わる措置を予定しているのかどうか。

(答)

貴見のとおり、防除業届は3月10日以降廃止することで問題ありません。

これに替わる措置として、くん蒸による農薬使用者(自ら栽培する農作物等に農薬をくん蒸に使用する者を除く。) 航空機を利用して農薬を使用する者及びゴルフ場に農薬を使用する者に対し、農林水産大臣に農薬の使用計画書の提出を求めることとしています。

なお、都道府県が条例等で従来の防除業者の届出を求めることは問題ありません。

(問) 農薬の散布時に隣接の食用作物に農薬が飛散した場合、使用基準遵守違反に問われるのか。

(1) 使用した農薬は飛散した作物が対象農作物に含まれる場合(ただし、使用時期、散布回数、使用濃度が異なる等が生ずる)

(2) 使用した農薬は飛散した作物が対象農作物に含まれないが、残留基準値があり基準内の場合

(答)

意図的に行った場合を除き罰則の対象とはなりません。残留農薬基準を考慮し、可能な限り飛散しないよう指導をしていく必要があると考えます。

(問) 住宅地以外へ飛散を防止する具体的な措置とはどのようなものか。

(答)

飛散しにくい剤型や器具を選定したり、散布時に風向きを考慮する等が考えられます。

(問) 農薬使用基準省令第4条(航空機を用いた農薬の使用)の農薬使用者とは、だれを指すのか。

(答)

航空機を用いて農薬を使用する場合の農薬使用者は、実際に散布作業を行うものをいい、具体的には散布作業を受託する航空機会社を指す。

(問) 航空機を利用した農薬散布は、無人ヘリも含まれるのか。

(答)

「航空機」とは、航空法に基づく航空機を指し、無人ヘリは含まれません。

(問) 広報掲示などにより公表しなければならないとされているが、無人ヘリなどの場合は集落、周辺だけでよいのか。

(答)

航空防除を行う場合は、農林水産航空事業の実施について(平成13年10月25日付け13生産第4543号事務次官依命通知)により、住民等への周知を行うよう指導しているところであり、無人ヘリであっても、周辺住民への周知を行うことが望ましいと考えます。

(問) 従来の防除業者で今回の使用基準から除かれた無人ヘリコプターによる防除業者等の扱いは一般使用者と同様に行ってよいのか。

(答)

一般の農薬使用者と同様に指導をお願いします。

(問) ヘリ散布(ラジヘリ)関連

(1) ラジコンヘリによる防除の場合、農薬使用者は、作業委託者(農業者等)・作業受託者(JA等)・作業実施者(経済連または下請け業者等)のいずれになるのか？

(2) 規制対象が、「業」から「者」に変わるなか、地上における請負防除・ラジコンヘリによる防除では、

発注者(農業者等)が散布農薬を決め、受託者(JA等)が散布作業のみを請け負う場合と、

『今年の防除は任せる』と言うことで薬剤選択・防除計画等も含めて、全面的にJA等が請け負う場合、がある。

これらの場合、各ケースについて問題が起きた場合の責任は、発注者に行くのか？、請負者(受託者)に行くのか？

(3) 農薬の飛散責任に関連して、「飛散した場合の責任は散布者が負う」ということであるが、ラジコンヘリ防除で、JAの委託を受けて下請け業者が散布する場合、飛散の責任は、どこが負うのか？

(4) ドリフトに関連して、隣接圃場で散布して飛散した時、その責任は散布者責

任となるようだが、栽培者が違う「水田と果樹園の隣接地」「梨と柿の隣接地」等はどこにもあるなか、こうした場合の防除では、散布行為が違反となるのか？、残留検査をして検出したとき違反になるのか？

- (5) 梨の収穫期に入ってから柿に農薬散布する場面は良くあるが、梨で残留が確認されなければ問題とならないのか？ あるいは、柿で検出された場合、誰がその責任をとるのか？

こうした場合、厳密に考えると農薬散布を断念せねばならない場面が必ず出てくるが、どう対処するのか、指導されたい。

(答)

- (1) 農薬使用者とは、実際に農薬を散布する者になります。
- (2) 責任については、発注者と受託者との契約によるものとなります。  
は、農薬使用者は、受託者であり受託者の責任となります。
- (3) 農薬使用者は、飛散を防止するために必要な措置を講じるよう努めることとしています。不注意で飛散した場合は、農薬使用者の責務となる。
- (4) 不注意で飛散した場合は、その使用者の責任となります。
- (5) 飛散防止措置については、散布者にその責務があります。残留上の問題が生じれば食品衛生法の扱いとなります。ただし、梨に散布した農薬が柿から検出された場合の責任関係については、農薬取締法では何ら定めていないところです。一義的には散布者の責任と考えますが、最終的には、農薬散布者と梨の栽培者との協議に依ることになると考えます。食品衛生法の食品規格（残留農薬基準）が全ての農薬に設定されていく（今後3年以内）ことを鑑みれば、上記の様な問題が生じないよう十分な飛散防止措置をとることが重要であると考えます。

(問) 飼料用のイネの取扱はどうなるのか。

(答)

農薬使用基準においては、飼料用作物についても食用作物と同様の扱いになります。

(問) 非食用だけに登録のある農薬については、食用作物以外であれば、どの作物に使用しても罰則対象とならないと理解してよいのか。

(答)

ご質問のようなケースは、食用作物、飼料用作物以外の作物であり、罰則の対象にはなりません。ラベルに表示された使用方法を守って使用することが原則です。

(問) 非食用にも食用にも登録のある農薬を非食用に使用する場合は、適用作物・希釈倍数、使用時期を遵守しなければ罰則対象になり、非食用のみに登録のある農薬であれば罰則対象外ということであれば、理屈が立たないと思われるので、両者について、非食用作物に使用する場合は、条件緩和して欲しいと考えるがいかなものか。

(答)

非食用にも食用にも登録のある農薬を非食用に使用する場合は、罰則は適用されません。

(問) 花き類については食用にしないので残留毒性の点で問題ないので4点の使用基準を適用しないが、環境への影響や農薬の抵抗性の配慮から適正使用の指導は行わなければならないのか。使用者の判断にまかせるのか。

(答)

罰則が適用されなければ自由に使用してもよいというものではなく、非食用の場合であっても、薬害や周辺環境への影響等が生じる恐れも否定できないことから、基本的にはラベルに表示された使用方法を守るよう指導願います。

(問) 庭木など、明らかに販売されないものに対する登録外使用への見解を教えてください。

(答)

農薬の使用者に対する規制は、栽培した農産物等を販売しない場合にも適用されます。家庭菜園であっても食用作物等に農薬を使用する場合は、適用作物など使用基準を遵守して頂くことが必要です。食用作物や飼料作物以外の庭木などの場合は、基本的にラベルに表示された使用方法を守るよう指導願います。

(問) 非食用の農作物に対する使用基準の遵守の徹底はどのように実施するのか。

(答)

非食用の農作物に対する使用基準については、使用計画書の提出を要する場合以外は努力規定となっているが、薬害や周辺環境への影響等が生じる恐れも否定できないことから、従来どおり農薬の表示事項を守るよう指導願いたい。

(問) 使用時期「収穫前日」が24時間前とのことだが、きゅうり栽培では薬剤散布後24時間収穫できないと、のびすぎて規格外が大量に出てしまう。そこで、例えば17時に薬剤散布して、翌朝7時に収穫し、冷蔵庫で17時まで置いてから出荷した場合は法律違反となるのか

(答)

ご質問のようなケースについては、データによる安全性の担保がありません。このため、使用基準の違反に該当する場合があります。

(問) 「農薬使用基準」の農薬使用回数の考え方は、通常の栽培期間(単年生：は種から収穫、多年生作物：収穫から収穫まで)内に使用できる農薬の回数(上限)を定めることとなると思われる。てんさいの場合、1年目は、種子から球根のような状態まで成長させて、2年目に球根のような状態から収穫までと、2年間で1サイクルとなる。この場合の農薬使用回数の考え方は、どのようになるのか。

注) 1年目の球根のような状態で、秋に土から掘り出し、地上保管し、2年目の春に、定植し、秋に収穫する。

(答)

この様な場合は、一度掘り出した時点で一作期が終了したものと考えます。

(問) 除草剤の散布時期の考え方について

例えば、リニュロン水和剤の登録の使用時期は、ばれいしょでは植付直後2回まで使用可能であり、また、とうもろこしでは植付直後1回まで使用可能となっております。しかし、北海道の防除基準では、ばれいしょでは「萌芽前」、とうもろこしでは「は種後～出芽前」としております。植付直後の考え方について、教えて頂くとともに、北海道が指導している時期について、問題があるのでしょうか。

(答)

厳密に「直後」の日数を決めているわけではありませんが、登録で「直後」としてしているのは、主に除草剤であり、葉害を危惧して規定しているものです。

(問) 作物登録があるが、登録上の時期以外に使用した場合、法律違反になるのか？

(答)

表示された使用時期以外の時期に使用することは、罰則の対象となります。

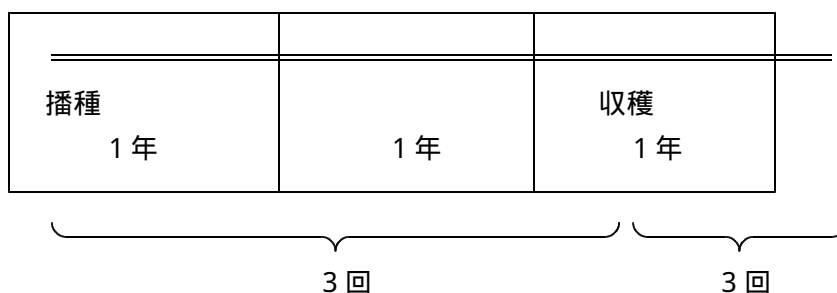
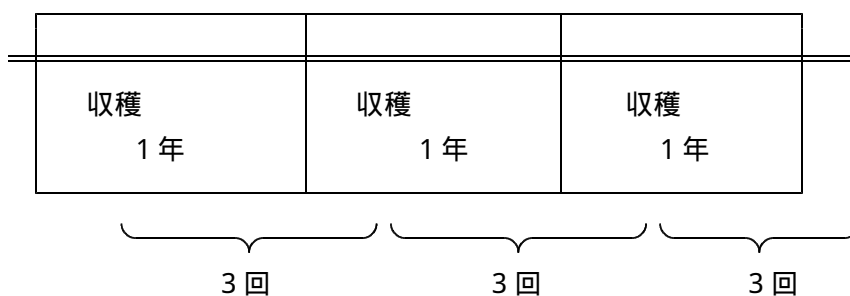
(問) 有効成分の使用回数は、種子に処理されている農薬も考慮に入れるのか。また、そのような農薬に、種子への表示の義務はあるか。なければ、義務化を検討するか。

(答)

総使用回数には、種子処理もカウントしています。

なお、種子に使用した農薬の表示については、種苗法において対応しているところです。

(問) 農薬の使用回数は収穫から収穫までの回数を示すということであるが、仮にこの回数が3回とすると、播種や挿し木、高接ぎの後、最初の収穫までの期間が2年以上かかる場合、2年間で3回しかつかえないのか。



(答)

播種からそのまま収穫するものについては、貴見の通りです。

また、挿し木等の場合は、苗の段階であり非食用の扱いとなり、次年度以降、収穫を行うこととした時から食用扱いとなります。

(問)『多年生作物の栽培期間は、収穫から次の収穫まで』とあるが、

- ・原種苗の増殖、栽培苗の増殖での農薬使用の扱いは？
- ・販売苗には農薬の使用履歴の記載が義務化されるのか？

(答)

原種苗の増殖や栽培苗の増殖に使用する農薬は非食用と同様の扱いとなります。種苗法により薬剤により病害虫の防除をした種苗については、その旨及び使用した薬剤名を記載することとされています。

(問) 水稻、野菜などの苗を育てる際の病害防除のために、種子に農薬を吹き付けしている。この場合、農薬を吹き付けした者は、「農薬使用者」となると思うが、その後、流通段階（農薬を吹き付けした者以外の者）及び種子の購入者を、「農薬販売者」になるのか。

(答) 農薬の定義からは、「農薬を吹き付けた種子」は、農薬でないことから、種子を販売する者は「農薬販売者」には該当しません。

(問) てんさい、たまねぎなどの栽培の場合、移動式ハウス内で育苗を行い、その後、本畑（栽培地）に移植している。また、移動式ハウスは育苗後、撤去し、当該地も本畑として利用しているのが実態である。この場合、移動式ハウス内においても、病害虫や雑草防除のために、農薬を使用しているが、育苗期間中の適用農薬が無い場合、本畑での登録のある農薬を使用しているが、農取法上、問題があるのでしょうか。

(答)

農薬の使用回数は、育苗期と本畑での使用を含んでいます。表示されている総使用回数の範囲内であれば問題はない。

(問) 販売苗には農薬の使用履歴の記載が義務化されるのか？

苗生産に使用した薬剤の表示や説明は苗生産者の判断に任せるのか。

(答)

種苗法に基づき、一部では表示がすでに義務化されています。

(問) 使用基準を適用する農薬は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤のほかに展着剤や天敵など全ての農薬が該当するのか。登録保留基準のないもの、毒性が問題にならないものは不要ではないか。

(答)

全ての食用作物に使用する農薬が対象となります(試験研究等に使用する場合は、除く)。なお、使用方法を限定しなくとも安全性が担保できる農薬については、特定農薬に指定し、規制対象から除外することとしています。

(問) 自家用の野菜に農薬を使用する場合も、この法律の遵守が義務づけられるのか。法律上は農薬使用者とは販売に供する作物の生産者と特定している規定は無い。

(答)

農薬取締法で規定する「農薬使用者」は、全ての農薬使用者が対象であり、自家用の場合であっても、農薬使用基準の遵守が義務付けられます。

(問) 農薬登録上の使用方法と異なる使用法を実施した場合(例えば、散布剤をくん煙処理した場合など)はどのように対処するのか。

(答)

濃度や使用量の点で違反に抵触するおそれがあります。

(問) 浸漬や土壌処理など、農薬の使用基準に関する規定は設けないのか。

(答)

ラベルの内容に従っていただくことが基本です。濃度、使用量等を守っていただければ違反には該当しませんが、問題が生じることがあれば検討いたします。

(問) 農薬残留基準にひっかかり、農薬の使用状況をチェックしてもその農薬の使用がなかった場合、農家の罰則はあるのか? 他からの飛散等

(答)

このような場合、農薬を使用した履歴が不明であることから、農薬取締法上の罰則を適用することは難しい場合もあると考えます。しかし、その農産物は、食品衛生法



に基づく食品規格に違反するものであり、市場から撤去されることとなります。

(問) 1月16日の会議で登録事項に変更があり、ラベルが変更されていない場合、農家はラベルではなく、変更後の内容を遵守すべきとのことであったが、農家はラベルを遵守することが重要ではないか？どちらかといえば、変更後にラベルの速やかな訂正をメーカーに義務づけるべきではないか。

もし、変更後の内容を遵守するという事ならば、例えば、登録が失効した場合は、失効して農薬登録が無いことを遵守する必要があるか？

(答)

使用者が、変更前の表示を遵守して使用したことをもって、直ちに罰則を科すことは困難であると考えますが、適用作物等を削除するような場合や何らかの安全性上の理由から登録内容の変更が行われた場合には、メーカーの協力も得つつ、速やかにその情報を周知するとともに、変更後のラベルに従って使用して頂くよう指導していく必要があると認識しています。

(問) 使用基準を守らなかったことに起因して問題が起きた場合で、農薬取締法の違反に加えて、食品衛生法の違反も適用された場合、罰則は2重適用されるのか？

(答)

法的には貴見のとおりです。

(問) 水稲用除草剤の一部には、使用基準として「砂壌土での使用」「減水深」等があるがこれらを基準として守るには、土性判定・減水深の事前測定が必要だが、どう対処するのか。

「罰則対象でなく努力事項につきやむなし」とも言えるが、使用する農家はラベル遵守をしようとするため混乱が生じる。

(答)

使用土壌や減水深が適用表に記載されているのは、薬効、薬害の観点から規定しているものです。

なお、個々の水田の状況について正確な測定や分析を測定をすることは、農作物の栽培管理や農薬の有効使用の観点から望ましいことと考えます。

(問) 農薬使用者に「過去の認識の払拭と使用基準の徹底」を図ることが必要だが、

これには相当の時間と手間がかかる。行政各機関による指導・紙面媒体での伝達等での徹底が実施されるようだが、罰則適用があった場合、逆に農薬使用者側から「行政の不作为に対する行政訴訟」等も十分想定されるので、その指導方針を農水省として明確にされたい。

特に店舗担当者が使用基準等の説明ナシ（現在は説明義務ナシ）で販売して、農家が間違っ使用した場合、責任の帰属は農家といえども、販売店に対する訴訟も想定される。法的論拠はないが、農薬取扱上、大きな問題となるが・・・

（答）

今回の法律改正の周知徹底は重要であり、これまでテレビ、各種新聞を通じ、また、地域広報誌等において広く国民に周知を図ってきたところであり、特に農家向けには、新聞社や各都道府県の協力を得て、タブロイド判を作成し、配布しているところです（これまでに400万部を配布済み。）。また、本年2月19日に農林水産省ホームページに「農薬コーナー」開設し情報提供を行っています。

今後とも農薬に関する情報の周知に努めていきたいと考えており、各都道府県他、関係者の方々にもご協力をお願いしたいと思います。

（問）種子に粉衣されている農薬は、輸入した種子を含めて、国内で登録が取れたものか。登録の取れていない薬剤で処理された種子を栽培することは、農薬取締法上、問題となるか。

（答）

輸入された種子については必ずしも国内で登録が取れていないものもあります。これら種子を使用する事については、農薬取締法の規制対象とはなりません。

（問）使用基準において対象とする病害虫は問わないこととされたが、病害虫防除基準を作成する際の同時防除の考え方は変わるのか。

今までどおり登録の取れた病害虫名しか書けない。

使用基準に盛込まれなかったので、その薬剤で効果が確認できる場合は書ける。

（答）

当然の事ながら のとおり作成をお願いいたします。

なお、総務省行政評価局の調査においても、防除歴に登録されていない病害虫が記載されているとの指摘を受けたこともあり公に表示から逸脱するのはいかなるものかと考えます。

(問)旧法第12条の6の規定に基づく農薬安全使用基準の取り扱いはどうなるのか(内容は全て廃止されるのか)

(答)

農薬使用基準の遵守が義務化されたことにともない、これまでの農薬安全使用基準は廃止されました。

種採取用のダイコンに農薬を散布した場合、採取した種について履歴等による制限、規制はあるのでしょうか。

(答)

履歴は引きずりません。

採種時点で収穫が終了したと見なせると考えます。

(問)ワケギの1作とはどこからなのか？

根っこのクラウン部分を種として定植しています。定植から薬剤の使用回数はスタートするということで良いのでしょうか？

根っこ部分は人によっては栽培後に種として次回定植する時に使われるかたもいらっしゃるようです。

(答)

「わけぎ」に限ったことではありませんが、種、苗、バルブ等は、植える準備段階から収穫までを使用回数をカウントする期間としています。

多年生の場合は、収穫から収穫になります。

(問)「いちご」について

(答)

- ・使用回数のカウントは、親株からランナーを切り離した時から収穫までをカウントします。
- ・また、収穫終了後親株からランナーを切り離すまでを別にカウントします。
- ・ランナーを切り離した時から本圃に定植するまでの期間を仮植え期とします。

(問)いちごの親株について、親株専用で栽培している(まったく収穫をしない)場合非食用作物と同様の考え方でいけるのでしょうか？

(花で使用者の責任において使用できるようなことが収穫しない食用作物でも可能なのか知りたい。)

(答)

いちごの親株には、「いちご」に登録のある農薬を使用するよう指導をお願いいたします。鑑賞目的であるならば非食用です。

(問)平成15年3月7日付け14生産第9640号生産局長通知について、3(2)で「農薬使用者等は・・・帳簿への記帳を行う。また、残留農薬調査を行い、・・・」とある。  
すなわち、残留分析はだれの責任でだれの費用で行なうのか。

(答)

知事は、確認することとしており、その確認の方法は問いません。

(問)改正農取法において、くん蒸により農薬を使用する者は計画書提出が必要となりましたが、これまで防除業者として届出が出ていた業者の中には、防除方法として『天幕くん蒸(木材)』といった業者もあります。要は、伐採樹木をビニールで封じてNCS等によりくん蒸を行う、といった業者なのですが、こうした者も改正法での計画提出が必要な業者となるのでしょうか？

(答)

天幕くん蒸も「くん蒸」になりますので使用計画書の提出が必要です。

(問)天敵は使用量をシビアに守らねばならないのか。天敵はボトル単位だが面積が小さくてもボトル1本空けねばならない。使用量以上に全部使ってしまったら大目にみてるのか。  
また、飼料作物は残留の算定の仕方が食用作物とは異なるのでしょうか。

(答)

天敵も表示された使用方法を守ってください。

飼料作物の残留は、その飼料を摂取した動物中の残留が問題になりますが、現在、食肉、鶏卵等に基準値は設定されていません。

このことから、飼料作物の残留値はN・D、若しくは、乳汁試験で確認された影響のない残留量としています。

(問)省令第5号第2条の2算出される量には液体の散布量(リットル等)も含まれるのか。  
同じく4の使用時期以外の時期は前倒しであってもだめなのか(例えば植調剤で開花期となっていた場合、それより前ではいけないのか)。

(答)

散布液量は、作物の栽培ステージにより適正な液量が異なることから規制対象にしておりません。

使用時期は、守るよう指導願います。

(問) 水耕栽培のトマト等で木のようにして育て、実を採り続ける場合、一作の収穫期が2年だったら、収穫から収穫までなので、その間は規定回数しか使えないのか。

(答)  
貴見の通りです。

(問) 防除業者毎の届出になっているが、ゴルフ場毎に届けてなければならないのか、それとも一括してまとめて届出てもよいのか。  
当社は、30程ゴルフ場の防除を請け負っているが、30通りの届出をせねばならないのは労力が大変である。  
もし、ゴルフ場毎の届出が必要ならば、なぜ一括して提出してはいけないのか教えていただきたい。

(答)  
いくつかのゴルフ場から委託を受けている場合、表紙(社印部)は一部で結構ですが、各ゴルフ場毎に使用する農薬が異なることが考えられることから、ゴルフ場毎に使用する農薬を記載していただくこととなります。  
共通で記載できる部分は、かまいませんが個々に異なる部分は、個別にお願いいたします。

(問) 空き倉庫のくん蒸については、防除業届が必要か。

(答)  
農作物のくん蒸に該当しないくん蒸を専門に行っている者であれば、使用計画書の提出は不用です。(防除業届は、廃止しました。)

(問) 苗生産業者の農薬使用については、特例措置はあるのですか？  
たとえば、使用回数に入らない、適用外使用できるなど。  
省令からは、そんなものはないとおもうのですが。

(答)  
苗についての特例はありません。

(問) 果樹の場合は、最終の収穫からと言うことは、苗から3年、4年かかる場合、播種から収穫まで回数になるのですね。

(答)  
果樹等の苗木について、苗木は、非食用の扱いです。

(問) ボルドー液について

作物名	適用病害虫	希釈倍数・使用量	使用方法
ぶどう	黒とう病	3-2式～6-3式ボルドー液	ボルドー液を調製して均一に散布 となっていますが、この場合は「2-2式」や「3-6式」ボルドー液の使用では登録外 使用となるのでしょうか？ 牧草での登録をとるときの残留試験の試験の対象品種は決められているのか。また 試験の例数は？

(答)

この場合は「2-2式」や「3-6式」ボルドー液の使用では登録外使用となります。  
牧草の登録は、「イネ科牧草」、「マメ科牧草」のように登録しています。  
品種の指定はありません。各科の作物を選んでください  
例数は、2例×2分析です。(各作物毎です。)

(問) 散布後、雨で流れてしまった場合にそれを回数に入れずに、新たに1回をやりなおせるのか。

(答)

雨で流れてしまった場合でも、1回とカウントします。

(問) 海外から輸入される種子等では、未登録のものも使用されているが、この取扱をどうするか。経過措置対応が必要か。  
種子に農薬を使用した場合の使用回数は、種苗業者でカウントするのか、種子を購入した農業者でカウントするのか。生産履歴の記帳の際にどうするか。

(答)

について

経過措置の必要はありません。  
経過措置は、国内で農薬を使用する場合について定めております。

について

種子処理も使用回数にカウントすることとしています。

(問) 野菜類の発芽促進のためのジベ種子処理は可能ですか

(答)

登録を取ることが必要です。

(問) 種子処理の登録拡大が必要な条件は何ですか。

(答)

収穫物の確認試験(残留試験ではありません)を行い残留しないこと。残留することが確認された場合は、通常の作物残留試験が必要です。

(問) 種子のジベレリン処理は、使用基準違反になりますか。

(答)

平成15年9月現在、種子のジベレリン処理が可能な作物は花卉類だけなので、それ以外の農作物の種子への使用は使用基準違反になります。

(問) 葉ダイコンにダイコンの農薬が使えるか

(答)

作物名「だいこん」には、葉だいこん、だいこんが含まれている(農薬検査所ホームページに記載)ことから、だいこんの登録があれば問題ありません。

(問) サンショウの実を畑に播種して育苗を行い(20cm位になる)、冬に育苗した後堀上げ、冷蔵庫で保存し、ビニールハウスに定植し、芽出した芽を出荷する場合、畑にある期間(育苗期間)は非食用と見て良いか。

実サンショウで登録が取れた場合、葉サンショウでも薬剤の使用は可能でしょうか。

(答)

は種から芽の収穫まで一連の栽培期間と考えられることから、畑にある期間を非食用と考えることは出来ません。

「実」と「葉」は、分析部位、基準値の区分が異なることから同一に扱えないと判断しており、実サンショウの登録は、葉サンショウに使用できません。

(問) マイナー分析場所の資格について

農薬メーカーが分析した結果をもって登録データとすることは出来ない旨の見解が示されましたが、GLP相当の民間分析機関でも可能でしょうか。

(答)

登録用の試験として当該農薬会社の分析結果のみでは、外部に対してそのデータの信頼性を説明することが難しいと考えております。マイナー作物の場合、一定の要件を満たした分析機関で分析することは問題有りません。

(問) 農薬を登録するにあたり、分析場所を当剤の原体メーカーとすることは可能でしょうか？

(答)

分析機関については、1分析機関でよい(マイナーのみ)と云うこともあり、農薬メーカーが分析した結果をもって登録データとすることは、出来ないと考えております。

(問) 摘果りんごに対する農薬取締法の考え方について

(答)

「摘果した農産物を利用する場合は当面の間、通常の使用方法で問題ないものとする」と回答しているところです。

つまり、摘果したりんごを食用に使用する場合は、「農薬使用基準」の遵守義務が生じ、規定の収穫前日数等を守っていただくことになります。

(問) 土壌消毒の使用時期についての確認  
土壌消毒施用後に登録のない作物を定植する場合は？

(答)

適用のない食用作物を定植する場合は、使用基準違反になります。

(問) 種子粉衣について

種子粉衣で、その使用方法に「種子処理機による種子粉衣」とあります。

県が防除指針等に記載する場合、「種子処理機による種子粉衣」という使用方法を絶対に記載しなければならないものなのか(罰則を科す基準には使用方法はありませんが)、または、農家には種子処理機がないため種子粉衣可能な農薬は記載してはいけないものなのか。

(答)

登録取得時に、薬効等から使用方法として「種子処理機による」としております。防除指針等の公的文章には、登録内容を正確に記載するようお願いいたします。

(問) 多年生作物に発生する土壌病害対策としての土壌消毒剤の考え方について  
改植する場合、その跡地の土壌を土壌消毒剤で処理し、苗木を植えつける。植え付け当年は収穫しない場合は非食用扱いとなるのか。

(答)

苗木の時期は、非食用の扱いです。



(問) ユズの適用農薬と使用時期について教えてください。

ユズは普通、果色が黄色くなってから収穫しますが、市場の要望等により青色のまま収穫・出荷しているようです。

この場合の農薬散布は、かんきつに登録のある農薬を使用時期を守って行えばよいのでしょうか。たとえば、使用時期が収穫30日前とあれば、青色で収穫する時から換算して収穫30日に使用しても残留農薬には問題ないのでしょうか。

(答)

作物残留からは、収穫前日数を守っていれば当該規準値を超える恐れがありません。

(問) 1 実エンドウに使用できる農薬は、実エンドウに登録のある農薬、未成熟豆類に登録のある農薬だけなのでしょうか？

2 実エンドウとエンドウマメの違いは？

成熟しているかどうかの判断は困難だと思いますが

3 マメ類に登録があるということは、種実、未成熟も含めて使用できると考えていいのでしょうか？

(答)

1. 未成熟豆類と野菜の登録のある農薬が使用できます。
2. 乾燥子実と生(未成熟)ですので判別できると思いますが。
3. 「豆類」には「子実」と「未成熟」を含んでいます。

(問) わさびの生育ステージで植替えをする場合は定植前でリセットされるのか。

(答)

「苗」に使用した農薬も使用回数にカウントすることとしております。

使用回数のカウントは「は種」からとなっておりますが「その準備期間」を含むものと考えております。

(問) 花卉類の種子消毒：種子重量の0.2~0.4%種子粉衣」がある場合。

種子ではなく、塊根(種芋)の場合もこれに準じて、使用してもよいか。

(答)

種子には、球根のようなものは含まれませんので、球根、塊茎には使えないことになります。

(問) ラノーテープの使用方法(登録内容=栽培期間中、1回まで)

- 1)栽培期間:同一施設で同じ作物の2作型(促成栽培と抑制栽培)を行う場合、栽培期間とは、一度収穫が終了した時点までとする。
- 2)使用回数:同じテープを一回取り外し、もう一度取り付けた場合の使用回数のカウントは1回。しかし、使用したテープを廃棄し、新しいラノーテープを取り付けた場合は2回となるため使用できない。

(答)

- 1) 同時に又は、平行して2作型で栽培されるのであれば、栽培期間は、2作型を通じて収穫が終了するまでとなります。促成栽培を行い、その後抑制栽培を行うような場合は、個々の栽培期間毎に使用回数をカウントして下さい。
- 2) 貴見の通りです。

(問) 使用回数について

作付けした作物が生育不良のため、新たに作物を植え直した場合、

- 1)同じ畦を使用し、播種又は定植作業のみやり直した場合は、前回散布分がリセットされず、新たな作物への使用回数にプラスされる。(播種時1回の登録剤の場合は、使用できない)
- 2)耕起からやり直し、畦を作り直した場合は、前回散布分をリセットし、新たな使用回数をカウントし直す。(播種時1回の登録剤の場合でも、もう一度散布し直すことができる。)

(答)

- 1)は、補植した場合と同じと考えられます。
  - 2)は、最初から再スタートしたと考えられます。
- よって、貴見の通りです。

(問) 農作物の栽培に関係しない場所における雑草に対する殺虫剤の散布について、植物防疫法第17条の緊急防除により対応できないか。

(答)

緊急防除には該当しない。

農作物の栽培に関係しない場所における雑草に対する殺虫剤散布は、非食用への散布なので、農薬取締法の罰則対象ではありません。農薬の目的外使用として使用者が責任を負うことになり、県の公的文書に書くことは不相当と考えます。

(問) シルバーリーフコナジラミの天敵であるヨコスジツヤコバチを、 オンシツコナジラミを対象として増殖し、被害地域の草むら一帯に放飼はすることはできないか。

(答)

増殖した天敵の雑草に対する放飼は、農作物以外の植物を対象とした放飼なので、農薬取締法の規制対象にはなりません。食用作物に対する使用はできません。

例えて言えば、登録農薬であるヤマトクサカゲロウの幼虫はダニも食べるので、家中でダニが発生した場所に使用した場合それを駆除することが可能であるが、これは農薬以外の使用であるので法律の適用対象外となるのと同様です。

(問) 「圃場」の解釈は？

(答)

「圃場」の定義には、畑地と水田が含まれます。

(問) 畑作物の除草剤で「とうもろこし」で登録のある剤は とうもろこし(未成熟) = 「スイートコーン」で使用できるか？

(答)

登録上の「とうもろこし」には、「とうもろこし(子実)」と「未成熟とうもろこし」が含まれており、また、登録上の「未成熟とうもろこし」には「スイートコーン」が含まれています。

このため、「とうもろこし」に登録のある除草剤を「未成熟とうもろこし」や「スイートコーン」に使用しても問題ありません。

(問) 作物の分類では、「豆类(種実)」は「そらまめ」も含まれるようになっています。そこで、「未成熟そらまめ」は当面の間「そらまめ」で既登録の農薬を使用できることを前提に、「未成熟そらまめ」「そらまめ」=「豆类(種実)」の関係で、「未成熟そらまめ」への「豆类(種実)」で適用のある農薬を使用できますか？

(答)

「そらまめ」で登録されている薬剤については、「未成熟そらまめ」「そらまめ種実」双方に使えることになっています。

しかし、登録の段階で「豆類（種実）」とされている薬剤は、あくまで「種実」にしか使えないので、そらまめにおいても「種実」にしか使えず、未成熟そらまめに使用することはできません。

（問）観賞用果樹（ぶどう、アセロラ、ライチ、マンゴー等）について、全く食用には供されないとは言い切れないが、非食用作物と考えていいのか

（答）

食用に供する可能性があるのであれば、「非食用」と言えません。

（問）ハウスミカンのハダニ防除をする場合、収穫後、ビニール被覆をはずした段階で、「かんきつ（露地）」に適用のある農薬を使っても良いか？

（答）

被覆をはずしている状態であれば、「露地」登録の剤を使うことは問題ありません。ただし、総使用回数のカウントは、露地である期間だけではなく、被覆中を含めた期間となります。

（問）モロヘイヤ栽培において、年3回収穫されています。いずれの収穫においても、地際から20, 25, 30cmの高さで刈り取りを行います。このような場合の使用回数はどう考えるべきか。

（答）

「なす」の切り戻し栽培体系では、継続してカウントすることを考えると、この場合も、通算でカウントするのが妥当であると考えます。

（問）使用回数のリセットされる「植え替え」には、ポット育苗からの植え替え等を含まないと聞いております。これは安全上、もしくは登録の際の試験データ等に基づくものでしょうか？

（答）

使用基準では、「種苗の播種から」と記載しており、この解釈として「その準備期間を含む」としているところです。

原則として、「植え替え」でリセットはされません。但し、例外として「こんにゃく」の場合は、栽培期間が数年にわたり且つその間堀上して又翌年植え付ける栽培をしてお

り、このような場合は、堀上でリセットされます。

イチゴのばあいでも「ランナーを切り離してから収穫まで」と説明しているところであり、本圃に植え替えしてもリセットされません。

(問) イチゴの使用回数の考え方

(答)

親株からランナーを切り離した時点から収穫までを食用として使用回数をカウントすることになります。

(問) モモの若取りや摘果リンゴの話の中で、果実類の分析部位に「皮」は含まれていないという話を聞きました。

(答)

ももは皮をむいて、りんご、なしは皮込みで分析することになっています。

若取り果実でも、登録された使用方法の範囲内で使用していただくことになります。守られない場合は使用基準違反になると考えられます。

(問) 使用回数について

接ぎ木をする場合、台木と接ぎ穂それぞれに農薬を使用する場合のカウントはどう考えればいいのでしょうか？

(答)

台木、接ぎ穂に同じ種類の農薬を1回使用する場合は、併せて1回と考えていいです。

(問) みかんについて、褐色腐敗病に対してA水和剤を、黒点病に対してB水和剤を使用するため、混用して防除しようとする場合、両者とも同じ有効成分を含んでいる場合、混用時には2剤が使用されることにより、当該有効成分の総使用回数は、2回分を一度に使用したという理解でよろしいでしょうか？

(答)

混用しないように指導をお願いします。

このような使用を想定した作物残留試験を行っておりませんので、作物残留上の問題が生じるおそれがあります。

(問) お茶の使用回数について

(答)

- ・原則として摘採から摘採で使用回数をカウントします。
- ・栽培手法として製茶を行わないが摘採と同様な刈り取りを行った場合は、摘採に準ずる扱いとします。

(問) 使用回数のカウントについて

(答)

- ・使用基準省令では、第2条 5で「当該食用農作物等の生産に用いた種苗のは種（果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫）から当該食用農作物の収穫に至るまでの間」とされています。
- ・種苗のは種には、その準備期間を含むものとしているところです。
- ・多年生の作物の場合
  - 果樹；収穫から収穫 ただし、苗木は、非食用とします。
  - 茶 ；摘採から摘採 ただし、栽培手法として製茶を行わないが摘採と同様な作業（刈り取り、整枝等）を行った場合は、摘採に準ずる扱いとする。
  - アスパラガス、ニラ等；収穫から収穫

(問) 「収穫前日まで」とはいつまでを指すか？

(答)

- ・収穫24時間前までに農薬を使用することをいいます。